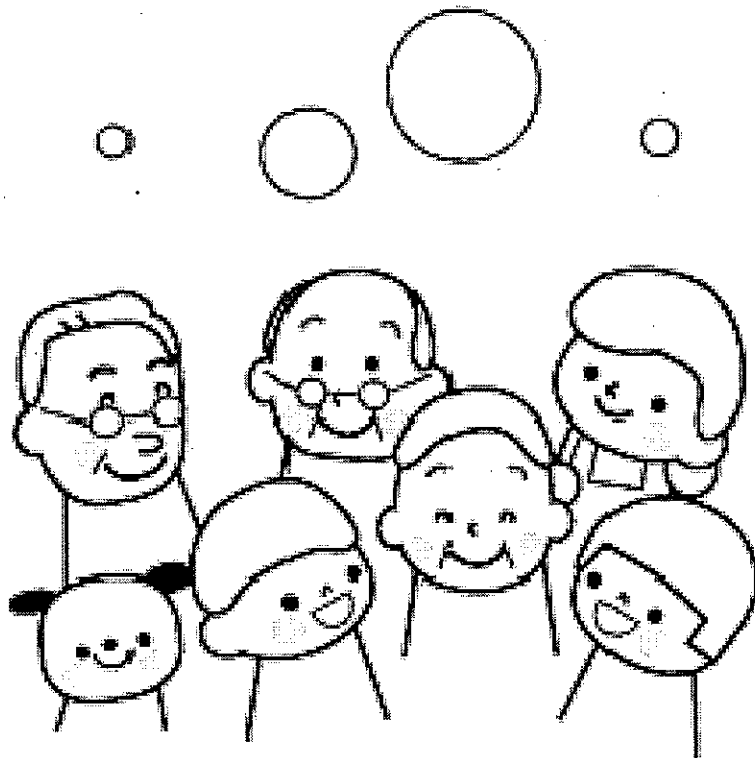


# 社会福祉施設等における 感染症予防対策

社会福祉施設は多くの人々が利用して集団生活を営むことから、いろいろな感染症が持ち込まれやすく、施設内で広がりやすくなります。

このリーフレットは、基本的な感染症予防策のポイント等について、各施設において自主管理をすすめていただくために作成しました。

各施設において「日常時からの予防対策」及び「感染症発生時の拡大防止と対策」にご活用いただければ幸いです。



# 感染症予防のポイント

## ● 感染症の3要素

感染症が発生するためには、①感染源 ②感染経路 ③感受性のある人(感染を受ける可能性のある人)の3つの要素が必要になります。この3つのつながりを断ち切れれば、感染症は予防できます。

## ● 感染のしくみと予防対策

①感染源 感染源とは、病気の原因となる微生物(細菌、ウイルス等)などを持つ物や人のことで、汚染された器具や食品、患者等をいいます。

**対策** 発病者の早期発見と治療、定期的な清掃による清潔保持、適切な消毒など、感染源を持ち込まない・増やさない対策をとる。

②感染経路 感染経路とは、病原体(細菌、ウイルス等)が体内に侵入する経路のことで、接触感染、飛沫感染、空気感染があります。

**対策** 手洗いの励行、患者の血液、便、嘔吐物等の排泄物には直接触れないなどの標準予防策の徹底及び感染経路別予防策を行うことにより、感染症を施設で拡げない・持ち出さない対策をとる。

③感受性のある人 感受性のある人とは、感染を受ける可能性のある人をいい、特に抵抗力の弱い人(高齢者・乳幼児・基礎疾患のある者)のことをいいます。

**対策** 抵抗力をつけるためには、十分な栄養・睡眠をとることや予防接種などが大切です。

感染を起こさないためには、①感染源 ②感染経路 ③感受性のある人のそれぞれの段階で予防策をとることが大切です。

## ● 感染症予防の基本的な対応 <標準予防策(スタンダードプリコーション)>

標準予防策とは、「全ての患者(入所者)の血液、体液(精液・膣分泌物)、分泌物(痰・膿・鼻水等)、排泄物(尿・便・吐物)は感染の危険がある」とみなして対応する方法で、これらの物質に触れた後は手洗いを励行し、あらかじめ触れるおそれのあるときは、手袋、エプロンなどを着用するというのがその基本です。この予防策はすべての患者(入所者)に適用されます。

項目	対応策
●「感染の可能性のあるもの」に触れた後 ●手袋をはずした後 ●他の患者に接する前	手洗いの励行
●「感染の可能性のあるもの」に触れる時 ※便・嘔吐物等の処理後、ドアノブ・手すり等の環境面に触る前、他の患者のところに行く時は手袋を外し、手洗いをする。	使い捨て手袋の着用
●咳や痰の多い利用者を介護(保育)、処置する時 ●便や嘔吐物等が飛び散って、目、鼻、口を汚染しそうな時 ●職員に咳・くしゃみのある時	マスクの着用
●衣服が汚染しそうな時 ※汚れたガウンはすぐ脱ぎ手洗いをする	ガウン・エプロンの着用
●咳、下痢・嘔吐症状等がある利用者は、可能な限り個室対応とする	利用者の配置

# 感染症が発生したら・・・

施設において、感染症が疑われる事例が発生したときには、感染の拡大を防止するため、感染管理担当者を中心に次のような対策をとる必要があります。

## 1 発生状況の把握

- (1) 症状の確認：下痢・嘔吐・発熱、その他の症状について確認します。
- (2) 施設全体の状況の把握
  - ① 日時別、棟・フロア・部屋別の発症状況(担当職員を含む)を把握します。
  - ② 受診状況、診断名、検査結果及び治療内容の確認をします。
  - ③ 普段の有症者数(下痢、嘔吐等の胃腸炎症状、発熱等)と比較します。

## 2 感染防止の防止

- (1) 職員への周知：施設管理者は感染症等の発生状況を関係職員に周知し、対応の徹底を図ります。日ごろから連絡方法を整備してください。
- (2) 感染拡大防止策
  - ① 手洗い、排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底します。
  - ② 発生状況に対応した施設内(汚染された場所やドアノブ、手すり等手が頻繁に触れる場所)の消毒を実施します。

## 3 関係機関等への連絡

- (1) 施設医への連絡：重篤化を防ぐため、適切な医療及び指示を受けます。
- (2) 利用者家族への連絡  
発生状況を説明し、健康調査や二次感染予防について協力を依頼します。
- (3) 保健所、市町村の社会福祉施設等主管部課への報告  
感染症が疑われる場合は、保健所及び市町村の社会福祉施設等主管部課に連絡して、対応について指示を受けてください。報告の基準は下記のとおりです。

### 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

厚生労働省告示第268号

平成17年2月22日発一部抜粋

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- (2) 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

管轄保健所：

保健所

電話番号

# ノロウイルス感染症を予防しよう！

ノロウイルス感染症患者の便や嘔吐（おうと）物中には大量のノロウイルスが存在します。

## 《床などに飛び散った患者の嘔吐物の処理方法》

～日ごろより用意しておくもの～

- マスク ●エプロン ●手袋（2組あると便利です） ●新聞紙 ●ビニール袋 ●汚物入れ
- 古タオルまたはペーパータオル等 ●塩素系消毒薬・計量カップ ●消毒液作成用バケツ

塩素系消毒液（1,000ppm）を約3リッター作成する

作りたい濃度	原液の濃度	希釈倍数	原液	水
0.1% (1,000ppm)	1%	10倍	330ml	3L
	6%	60倍	50ml	3L
	12%	120倍	25ml	3L

- 嘔吐物の処理は1,000ppmでお願いします。 ●塩素系消毒薬は漂白作用があります。
- 必ず手袋をして肌などに直接接触しないようにお願いします。



### 処理をする前に

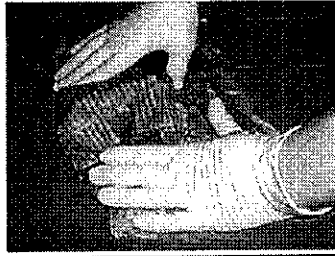
1. 周囲にいる人を離れた場所へ移動させ、窓を開けるなど換気します。
2. 嘔吐物の飛散を防ぐため、新聞紙やペーパータオルなどで覆います。
3. 嘔吐した人に対する対処を行います。
4. 嘔吐物の処理を行います。

【1・3はできれば同時進行で、嘔吐物の処理は最少人数で行います。  
嘔吐物は素手で触らない（手袋を使用します）】

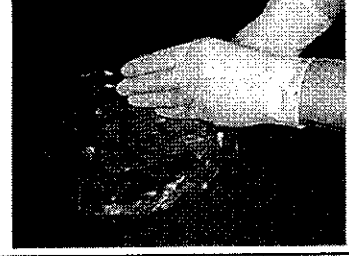
1. マスク、使い捨てのガウンまたはエプロン、手袋をする。



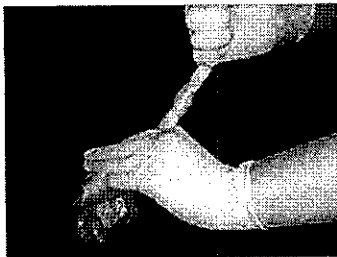
2. バケツに消毒液を作り、その中に新聞紙やタオルなどを浸す



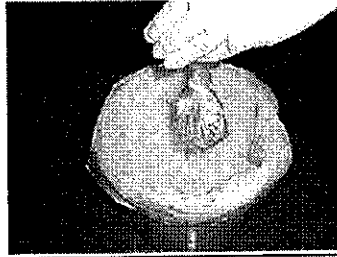
3. まず、新聞紙で嘔吐物を取り除き、次にタオルで拭く



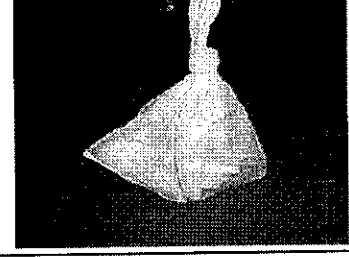
4. 拭き取った新聞紙やタオルはビニール袋へ入れる



5. すべて入れ終わったビニール袋の口をしっかりと縛る。



6. 嘔吐物入りのビニール袋を、別のビニール袋へ入れる



7. 同じ袋に使用した手袋なども一緒に入れ、しっかりと縛る。

8. 嘔吐物を拭き取った場所は、消毒薬で湿らせたタオルなどでしばらく（10～30分）覆っておく。  
※吐物は半径2～3mぐらいまで飛び散るので、広い範囲を消毒するとともに靴底の消毒もする。  
※塩素系消毒薬は、金属を腐食させるので良く拭き取り10分くらいしたら水で拭く。

9. しっかりと手洗い、うがいをする。

## 消毒液の作り方（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）

### 【0.02%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	50 倍にする	60ml	3リットル
6%の場合	300 倍にする	10ml	3リットル
12%の場合	600 倍にする	5ml	3リットル

### 【0.1%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	10 倍にする	330ml	3リットル
6%の場合	60 倍にする	50ml	3リットル
12%の場合	120 倍にする	25ml	3リットル

例) 市販の漂白剤（塩素濃度約 5%）の場合：漂白剤のキャップ 1 杯約 20～25ml  
ペットボトルのキャップ 1 杯が約 5ml

対象	濃度	希釈方法
	希釈倍率	
<ul style="list-style-type: none"> <li>便や吐物が付着した床等</li> <li>衣類などの漬け置き</li> </ul>	0.1%	①500ml のペットボトル 1 本の水に 10ml (ペットボトルのキャップ 2 杯)
	50 倍	②5 リットルの水に 100ml (漂白剤のキャップ 5 杯)
<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの便座やドアノブ、手すり、床等</li> <li>食器などの漬け置き</li> </ul>	0.02%	①500ml のペットボトル 1 本の水に 2ml (ペットボトルのキャップ半杯)
	250 倍	②5 リットルの水に 20ml (漂白剤のキャップ 1 杯)

※出典厚生労働省「社会福祉施設、介護老人保健施設におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

# できていますか? 正しい手洗い

新型インフルエンザを含む  
感染症予防の基本は**手洗い**です!

**START**

**1 POINT.1** 両手のひらをよくこすりましょう。

**2 POINT.2** 手の甲もよくこすり洗いましょう。

**3 POINT.3** 指先はとくに入念に洗いましょう

**4 POINT.4** 指の間もくまなく洗いましょう

**5 POINT.5** 親指と手のひらもていねいに…。

**6 POINT.6** 手首も忘れずに…。

## 手洗いの方法

- ① 手を洗うときは、時計や指輪をはずす。
  - ② 爪は短く切っておく。
  - ③ 流水で手を十分に濡らす。
  - ④ 水を止めてから液体石けん等を用い、洗い残しの多い部位（指先、指の間、手首および親指の付け根）に注意して、約20秒程度手指全体を強くこすり合わせる。
  - ⑤ 手の高さは腕より低くして、指先から水が落ちるように流水で十分にすすぐ。
  - ⑥ すすぐときに、水が衣類や床に飛びはねないようにする。
  - ⑦ 洗い終わったら、ペーパータオルなどを用いて、両手を完全に乾かす。
  - ⑧ 水道の栓は、できるだけ直接手で触らないようにして閉める（手の再汚染を防止するため）。
- ※手洗い後、ハンドクリーム等の保湿剤を使用するなどして手荒れ対策にも気をつけましょう。



茨城県

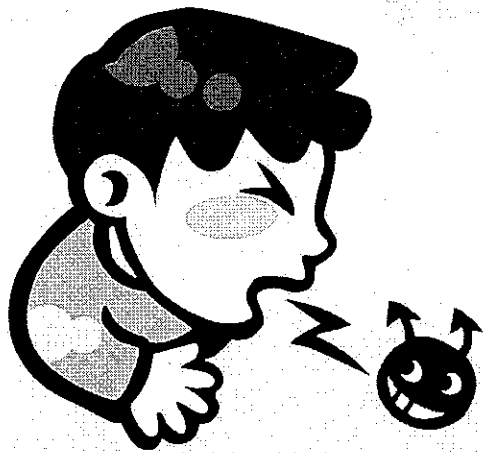
○最新の情報はホームページで

茨城県保健予防課

検索

厚生労働省

検索



○せき・くしゃみをするときは  
ハンカチやティッシュで  
口と鼻をおおい、他の人から  
顔をそむけましょう

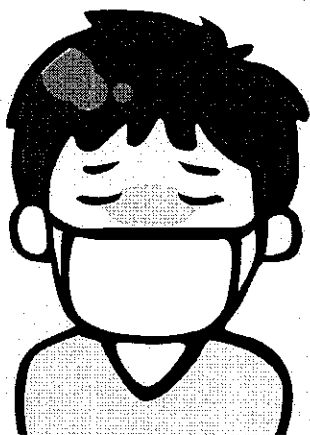


○鼻水・痰などを含んだティッシュは、  
すぐにゴミ箱へ捨てましょう  
○ツバや鼻水が手についたら  
手を洗いましょう



 風邪・インフルエンザなどの流行を防ぐために…

# 咳エチケットしていますか？



○せき・くしゃみなどがでたら  
他の人にうつさないため  
マスクをしましょう



○十分に栄養や睡眠をとり、  
体力や抵抗力を高めましょう  
○人混みへの外出を控えましょう



インフルエンザ  
予防のために  
できること

○外出後のうがいや手洗いを日常的に行いましょう。  
○ワクチン接種を希望される方は、お近くの医療機関に  
ご相談下さい。



○最新の情報はホームページで

茨城県保健予防課 検索

厚生労働省

検索